

あまがさき子どもの読書活動推進計画

— 読書の扉をひらき 本と友だちになりましょう —



平成 1 8 年 8 月

尼崎市教育委員会

目 次

<u>第 1 章 計画策定の趣旨・背景</u>	1
<u>第 2 章 計画の基本方針</u>	3
第 3 章 子どもの読書活動推進の具体的な方策	
<u>1 乳幼児期における子どもの読書活動の推進</u>	4
(1) 現 状	
(2) 課 題	
(3) 今後の取組	
<u>2 学校における子どもの読書活動の推進</u>	8
(1) 現 状	
(2) 課 題	
(3) 今後の取組	
<u>3 図書館・公民館等における子どもの読書活動の推進</u>	15
(1) 現 状	
(2) 課 題	
(3) 今後の取組	
<u>4 子どもの読書活動推進のための人づくり</u>	24
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取組	
<u>5 子どもの読書活動推進のための関係機関等の連携・協力の推進</u>	27
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取組	
<u>おわりに</u>	31
・ <u>尼崎市における子どもの読書活動推進に関する主な施策概要</u>	
	32

第1章 計画策定の趣旨・背景

読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。また、読書は、自ら課題を見出し、考え、判断し、表現する能力を養い、変化の激しい社会にあっても、主体的に生きていく力となり、人生をより豊かに生きる力を身に付けていくうえで、欠くことのできないものです。

しかしながら、近年のテレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの普及・発達による子どもの生活環境の変化、更には、幼児期から本に親しむ機会に恵まれなかったことなどにより、子どもの「読書離れ」の問題が指摘されています。

このようなことから、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」¹（平成13年法律第154号）が制定されるに至りました。国においては「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」²が策定され、兵庫県においても「ひょうご子どもの読書活動推進計画」³が策定されたところです。

本市においては、平成15年度から平成16年度にかけての社会教育委員会議で、「図書館及び公民館等における子どもの図書サービス」というテーマで協議しました。そのなかで、子どもの健や

-
- 1 子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務などを明らかにした法律（平成13年12月施行）
 - 2 子どもの読書活動の推進に関する法律第8条の規定に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な方策について策定されたもの（平成14年8月策定）
 - 3 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき、兵庫県内における子どもの読書活動の推進に関する施策の具体的な計画について策定されたもの（平成16年3月策定）

かな成長を願い、子どもが積極的に読書を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、主として教育分野を中心に図書環境について調査したところです。この社会教育委員会議の協議結果を踏まえるなかで、今般全市的な視点に立った協議を進め、尼崎市における子ども読書活動推進計画を策定しました。

本計画は、尼崎市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう、そのための環境整備を積極的に推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものです。

また、本計画は、自由で自主的な読書を保障するもので、平成16年の「文化審議会答申」¹にも述べられているように、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが、その目的でもあります。

併せて、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」²（法律第91号）が成立・施行されました。同法の理念は、「すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、言語力の涵養に十分配慮されなければならない」とされており、本計画においても、尼崎の子どもたちの言語力の涵養につなげていくための視点を盛り込みました。

なお、本計画では、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにしています。ただし、今後の情勢などにより、計画期間中においても、随時見直しを行います。

[目次へ戻る](#)

-
- 1 平成16年2月に答申されたもので、国語の果たす重要性に鑑み、これからの時代に求められる「国語力」についての目標などが示されたもの
 - 2 昨今の活字離れに「待った」をかけるべく、平成17年7月に成立した法律であり、国及び地方公共団体が文字・活字文化の振興に関する施策の策定及びこれを実施する責務などについて定められたもの

第2章 計画の基本方針

本計画のテーマである「読書の扉をひらき、本と友だちになりましょう」を実現するために、以下、四つの基本方針のもと、様々な施策を実施します。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが、積極的に読書を行い、生涯にわたって、自ら進んで読書を行う習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じて読書に親しむ機会の提供を図ります。

2 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが、あらゆる機会・あらゆる場所において読書ができるよう、本を読む喜びを味わえる環境の整備を図ります。

3 子どもの読書に関する理解の促進

大人が、子どもの読書の大切さを理解するため、本計画の周知を図るとともに、社会全体で子どもが読書に親しめるよう取り組みます。

4 図書館を中心にした関係機関の連携・協力

子どもが、より多く、より深く読書の喜びを感じることができるよう、図書館が中心となり、子どもの読書活動を支援する関係機関が連携・協力します。

[目次へ戻る](#)

第3章 子どもの読書活動推進の具体的な方策

1 乳幼児期における子どもの読書活動の推進

- ・ 読書の出発点である乳幼児期に、楽しく本とふれあうきっかけづくりを行う。
- ・ 絵本や物語を遊びの中に取り入れるなど、日常生活を通して読書習慣を形成する。
- ・ 保護者に読み聞かせ^{※1}の大切さを伝える。
- ・ 乳幼児期の関係施設が、情報を共有し連携・協力する。

(1) 現状

幼稚園・保育所及び各支所地域保健担当等の乳幼児関係施設（以下「乳幼児関係施設等」という。）では、子どもがくつろいで楽しく本にふれることができるようなスペースの確保など、読書の環境づくりに努めています。

各支所地域保健担当では、保育課が赤ちゃん健診の場を利用してボランティアと連携し、ブックスタート²事業のPRや読み聞かせを実施したり、図書館と協力して図書館だよりや図書館発行の「0歳から絵本を」等を配布するなど、保護者に働きかけを行っています。

また、多くの保育所等では、幼児に対し読み聞かせやおはなし会を積極的に取り入れ、本とふれあう機会づくりを行っています。

幼稚園の中には、園内に図書室や読書スペースを設け、子どもだけでなく保護者に対しても本の貸出を行っているところがあります。また、保護者への啓発が大切であることから、子どもの読書に関する講演会等を行っているところもあります。

[目次へ戻る](#)

1 子ども達に対して、本を読んで聞かせること。

2 1992年にイギリスで始まったもので、赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあい、あたたかくて楽しいひとときを持つことを支援する活動

(2) 課題

乳幼児期に、家族をはじめ、親しい人々の愛情あふれるやさしい言葉を聞くことは、子どもの健やかな成長につながります。子育てには、絵本の読み聞かせによる親子のふれあいが大切である、ともいわれています。

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものです。したがって、読書が生活のなかに位置づけられ、継続して行われるよう、親が配慮していくことが大切です。家庭においては、読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなど、子どもが本と出会うきっかけをつくる必要があります。

また、「読書の時間」を設けるなどして、子どもに読書の習慣づけを図り、読書を通じて、子どもが感じたことや考えたことを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが望まれます。

乳幼児関係施設等では、子どもの発達段階に応じ、乳幼児期からの読書の大切さについて、保護者が関心を持つきっかけになるような図書サービスが、展開されることが望まれます。

実情としては、乳幼児関係施設等と図書館との連携や、備えるべき乳幼児向け図書等、総合的な図書サービスの整備が十分ではありません。

併せて、子育てにおける、乳幼児期からの読書を通じた親子のふれあいの機会も不足している状況にあります。

[目次へ戻る](#)

(3) 今後の取組

乳幼児期における子どもの読書活動推進には、家庭での取組が重要と考えられることから、乳幼児関係施設等において、次のような具体的な支援を行います。

ア 各支所地域保健担当での支援

赤ちゃん健診時を利用して、子どもの発達段階に応じた絵本を保護者に向けて紹介していきます。

イ すこやかプラザでの支援

保護者が、子どもと小さい時から本と一緒に読むことで、本を通して子どもとのコミュニケーションを深めることができます。そこで、保護者に対して、読書の大切さについての認識を深めてもらうよう、講演会などを開催していきます。

ウ 市立幼稚園・保育所での支援

(ア) 遊びにおける絵本や物語等の積極的な活用

遊びのなかに積極的に絵本や物語、図鑑などを取り入れて遊びを広げるとともに、自然体験的な活動における図鑑等の活用を工夫することにより、幼児期の知的発達を促し、探求心を高め、生きる力の基礎を培います。

(イ) 絵本の読み聞かせと絵本に触れる機会の確保と充実

読書活動の一層の活性化を図るために、幼稚園教育要領¹や保育所保育指針²に示されている領域の「言葉」を発達段階に応じて教育課程³・保育計画⁴に適切に位置づけ、子どもが絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保します。

また、絵本を媒介に子どもとのふれあいを大切にし、人との関わりを通じて豊かな心を育てていきます。

(ウ) 保護者への啓発

保護者会・幼稚園だより・保育所だより・情報紙などで、子どもの好む本や読ませたい本を紹介していきます。

1 幼稚園教育に関わる基本的事項を規定するもので、国の基準として文部科学大臣が告示する。

2 保育の向上、充実を図るため、保育所保育の理念や保育内容、保育方法など、厚生省が示したガイドライン

3 学校教育の目的や目標を達成するために、各学年の授業時数との関連において、学習指導要領に示された内容を総合的に組織した学校の教育計画

4 保育の目標とそれを具体化した各年齢ごとのねらいと内容を、各保育所の実態に合わせて柔軟に作成する保育所における全体的な計画

また、保育所の「なかよし文庫」を活用して、絵本の貸出を行い、読み聞かせや親子のふれあいの大切さを伝えていきます。

(工) 在宅児とその保護者への啓発

各幼稚園・保育所が地域子育て支援の核となり、幼稚園・保育所の子どもだけでなく、地域の子どもにも、絵本の読み聞かせはもとより、パネルシアター¹やペープサート²、紙芝居等を通じて、子どもがお話の世界に親しみ、読書の楽しみを知る機会を提供します。また、絵本コーナーの充実や図書館や公民館での本の貸出についての情報を提供します。

併せて、保護者向けに絵本の読み聞かせの大切さや、「読書週間」³や「子ども読書の日」⁴等読書に関する情報を提供するとともに、ブックリストや読書に関するリーフレット等を配布し、啓発活動を行います。

エ 私立幼稚園・保育所(園)への情報提供等

私立幼稚園・保育所(園)に対して読書活動の推進に必要な各種情報を提供していきます。

また、園児たちが楽しく本を選び、読んだりできる読書スペース等を設け、長年にわたり取り組んでいる私立幼稚園・保育所(園)の事例紹介を行い、読書活動の出発点での子どもの姿の公私間での情報共有に向け、協議していきます。

[目次へ戻る](#)

-
- 1 歌やおはなしを楽しむ貼り絵の芝居で、布を巻いたパネルに、紙製の人形や絵を張りながら進行させるもの
 - 2 ペーパー・パペット・シアター（和製 paper + puppet + theater）を略した造語。絵を描いた紙に棒をつけたもので、それを人形として利用し、劇をしたりお話をするもの
 - 3 読書意欲の高揚などを目的とした各種行事を全国的に行うべく、昭和22年から、毎年11月3日の文化の日を中心に、前後2週間にわたって設ける期間をいう。
 - 4 子どもの読書活動の推進に関する法律第10条の規定に基づき、毎年4月23日をさし、この日には広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるような事業を実施することとなっている。

2 学校における子どもの読書活動の推進

- ・ 教育活動のあらゆる場面で読書活動の展開を図る。
- ・ 司書教諭^{※1}等の人的配置の推進や蔵書の充実により、学校図書館の環境整備を図る。
- ・ 読書の大切さを保護者に啓発するとともに、教職員の読書教育や学校図書館教育に関する共通理解を図る。
- ・ 学校図書館と図書館相互の連携・協力を図る。

(1) 現 状

学校図書館は学校教育の中核となり、児童生徒の主体的な学習を支援し、教育課程の展開に役立てる「学習情報センター」としての機能及び児童生徒の自由な読書の場として、想像力を培い、豊かな心を育む「読書センター」としての機能を併せ持っています。そうしたことから、学校図書館は、子どもが身近に本にふれることのできる場として、多種多様な本をそろえることにより、子どもと本との距離を縮め、読書に対する興味や関心を高めるといった重要な役割を担っています。

なお、学校での主な取組状況等は、次のとおりです。

ア 多くの小・中学校では、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるために、現在、「朝の読書」²や「読み聞かせ」などの読書活動に取り組むとともに、「読書週間」に啓発活動や読み聞かせ、全校読書などの行事を実施しています。「子ども読書の日」には、まだ一部ですが、啓発活動や読み聞かせなどを実施している小・中学校もあります。

1 教員免許を所持している者で、学校図書館の業務を中心的に担当できるよう司書教諭講習を終了し、資格を取得した教諭

2 小中学校において、始業前の10分間を利用して自由読書を実施。基本的には全校一斉で毎朝実施

イ 中学生の読書離れ、活字離れを改善し、総合的な学習¹等の「調べ学習」²にも対応するため、全中学校において学校図書館の運営にボランティアの参加を求め、開館時間を拡大するとともに夏季休業期間も開館しています。

ウ 子どもを読書に親しませるために、発達段階に応じて、読み聞かせやブックトーク³などの実施や推薦図書リストや図書館だよりの作成、読書感想文・感想画の指導など多様な活動を展開しています。現在、小・中学校においては、学校図書館教育研究会⁴が中心となって、「読書感想文コンクール」や「読書感想画コンクール」(小学校のみ)を実施したり、「おすすめする100冊の本」の選定(小学校のみ)や推薦図書リストを作成しています。

[目次へ戻る](#)

(2) 課題

学校図書館は、教育活動全般の礎であり教育課程推進の中心的な施設として、学校での学習活動や読書活動を通じて、子どもの読書に親しむ態度を育て、読書習慣を形成していくうえで、大きな役割を担っています。したがって読書を「生きる力」育成の重要な要素として捉え、教育活動のあらゆる場面で、工夫された読書教育の展開を図る必要があります。そのため、各学校においては、「朝の読書」の定着化が見ら

-
- 1 各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を一層展開できるようにするための時間を確保すること。また、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむために、既存の教科等の枠を越えた横断的・総合的な学習を実施できるような時間の確保の必要から創設された学習
 - 2 各教科や総合的な学習において、図書資料やインターネット等を活用して教科書や資料集に載っていないことについて調べる学習活動
 - 3 聞き手の読書意欲を高めるため、一つのテーマのもとに、様々なジャンルから、何冊か(5～10冊)の本について、語り手の本への想いを交えながら順序だてて紹介すること。
 - 4 市内の教科等研究会組織の中の1つで、小中学校の図書館教育担当で組織する研究会。毎年、推薦図書の選定や読書感想文コンクールを開催している。

れるなか、一層、学校図書館の充実が求められています。

ア 司書教諭の充実

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が中心となり、教職員やボランティアが連携・協力し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要であると考えます。特に、司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要です。児童生徒の多様なニーズに応じられるよう、司書教諭の充実及び保護者や地域ボランティアの更なる育成・活用や、司書教諭と地域ボランティアとの連携した読書指導等に努める必要があります。

イ 教科学習等での積極的な学校図書館活用

これからは、学びの主体である子どもの知的好奇心を呼び覚まし、情報活用能力を高めることをねらいとした学習への転換が必要です。各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に、調べ学習など多様な学習を展開するために、図書資料、定期刊行物等、多様な資料を収集、整理、保管して、子どもたちや教職員の必要に応じて提供できるよう、学校図書館を学習情報センターとして機能させ活用する必要があります。

ウ 教育活動全体を通じての読書の実施

学習指導要領¹では、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどが目標とされ、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」とされています。

1 国の基準として文部科学大臣が告示し、各学校が編成する教育課程の基準となるもの

このようなことから、読書を国語科だけでなく、教育活動全体のなかで明確に位置づけることが必要です。そのために、全教職員共通理解のもと、各学校の児童生徒の実態に応じた読書の年間指導計画等を作成し、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等すべての教育活動を通じて、読書を系統的に展開していくことも必要です。また、「朝の読書」の充実、読書週間・月間の設定等の読書に関する行事や取組を実施するとともに、PTAサークルや地域のボランティア、また、大学生のボランティアによる読み聞かせなどを積極的に取り入れるなど、教育課程外での読書活動の充実にも取り組む必要があります。

エ 学校図書館の情報化への対応

学校図書館にコンピュータを導入し、インターネットへ接続したり、検索システムの構築や蔵書情報のデータベース化を図ることは、子どもの読書活動の推進のために必要不可欠な情報基盤です。

また、校内LAN整備¹と図書館オンラインシステムとの結合によって、学校内のどこからでも図書館や他校の学校図書館など学校内外の様々な情報資源にアクセスできる情報通信環境の整備も、蔵書などの共同利用化や書誌情報の共有化を図るうえで必要であると考えます。

[目次へ戻る](#)

(3) 今後の取組

学校における読書活動の推進を中核となって担うのは、学校図書館です。学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書、視聴覚教育の資料等の収集、整理、保存を行うとともに、児童生徒、教員の利用に供することにより、学校の教育課程の展開に寄与することを目的としています。つまり学校図書館は、学校の教育課程の展開を支援するという意味で、重要な役割を果たしていることから、次のような取組を行います。

1 学校内のコンピュータネットワーク（情報ネットワーク）の整備

ア 機会の確保と充実

小・中学校では、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるために、現在、「朝の読書」や「読み聞かせ」などの読書活動を日常の教育活動に取り入れたり、学校独自の読書週間や読書会などを設定しています。

今後も、子どもたちが読書の楽しさを味わうことができるよう、時間の確保や機会の充実に努めます。

また、「朝の読書」だけでなく、休み時間中の読書の実施、学級活動やホームルームでの読書会の実施、推薦図書リストの作成を通じた読書の奨励、読書週間・月間を設けての取組等を実施します。

イ 計画的・継続的な読書指導の実施

学校の読書活動の活性化に向けての計画的・継続的な読書活動を実施するためには、学校の実態に応じた年間指導計画が不可欠です。そこで、各学校の司書教諭など、図書館教育に携わる教員を中心に各教科、特に国語科と関連づけた指導計画の作成を促すとともに、日常の教育活動の中で、子どもたちの発達段階や読書傾向に応じた読書指導も行います。

ウ 計画的・継続的な利用指導の実施

学校図書館の利用指導とは、学校図書館及び資料の利用法を習得させることにより、「今日的な教育」の課題である主体的に学習する能力を育成しようとするものです。そのために、子どもの情報活用能力を高め、調べ学習などを充実させるための計画的・継続的な「学校図書館を利用する授業」を実施することが必要であり、学校図書館を学習情報センターとして、人的・物的に充実させていきます。

エ 図書委員会活動¹の活性化

学校図書館の運営及び読書活動の充実には、図書委員会の活動が重要な要素となります。貸出事務や書架の整理、

1 小・中学校の児童生徒図書委員による図書の貸し出し・返却等の委員会活動

展示・掲示などの作業、図書館だより、ブックトーク、読書週間の計画・実施等、図書委員会が一層活性化するように働きかけます。

オ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

保護者や地域の読書活動に関するボランティアに、読み聞かせや読書指導の場で援助をお願いしたり、学校図書館運営への参加を求める中で、積極的に連携を図るよう働きかけていきます。

家庭においても、親が子に読み聞かせをしたり、親子で本を読み合い、共通の話題に触れる機会を持つことなどにも、学校から積極的に呼びかけていきます。

カ 人的配置の推進・充実

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、校務分掌¹上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について明確にしていきます。各学校における読書指導や、学校図書館教育に関する校内研修の充実にも努め、教職員全体の共通認識を図るとともに、学校図書館担当教職員を中心とした教職員の協力体制の確立を図ります。

また、教職員の指導力向上については、市や県の研修・研究会を通じて、読み聞かせなどの読書活動に関する教職員の意識高揚と指導力向上を図るとともに、実践校の活動を紹介するなど幅広い情報提供に努めていきます。読書指導や学校図書館教育に関する校内研修の充実にも努め、小学校学校図書館教育研究会及び中学校学校図書館教育研究会との十分な連携のもと、研究・実践活動、研修や情報交換等を行います。

キ 障害のある子どもの読書推進

養護学校や障害児学級を置く学校においては、児童生徒

1 学校内における校務運営上必要な業務分担

一人ひとりの発達や障害の状態に応じた多様な図書資料の整備、図書教材の工夫を行うとともに、障害のある児童生徒の読書活動を推進し、PTAや地域のボランティアによる読み聞かせなどの取組により、読書の習慣付けができるよう努めます。

ク 保護者や地域の方への啓発、連携・協力

学校通信や学校図書館だよりなどを通じて、保護者や地域の方に対し、子どもの読書の重要性を啓発していきます。また、保護者や地域のボランティアの協力を得て、各学校や地域の実情を踏まえ、学校の安全管理に十分配慮する中で、学校図書館の開放が進むように努めます。加えて、保護者に対し、子どもの読書に関する理解と関心を高めるため、読み聞かせ講座などを開設します。

ケ 学校図書館教育研究会との連携

小・中学校の学校図書館教育研究会において、子どもの読書活動の状況や学校図書館運営に関し、研究・実践を行うとともに、これら研究会との連携のもと、読書指導に関する研究・実践や学校図書館の活用方法のモデル的な取組紹介等を行うことにより、教職員の意識・指導力の向上及び学校図書館や図書館を活用した読書指導の充実を図り、研修会や情報交換を通じて、子どもの読書活動の推進を図ります。

コ 学校図書館の図書資料等の充実、情報化の推進

計画的な図書更新による蔵書の充実に引き続き努めるとともに、開かれた学校づくりの一環として、地域のボランティアの協力を得た蔵書情報のデータベース化、他校や地域図書館とのネットワーク構築による各学校図書館相互、あるいは、図書館から学校図書館への団体貸出制度の活用など、蔵書の共有化による質の充実に努めます。学校図書館施設については、児童生徒がくつろぎ、進んで読書を楽しめるような雰囲気づくりに努めます。

[目次へ戻る](#)

3 図書館・公民館等における子どもの読書活動の推進

- ・ 図書館サービス網の充実により、身近な施設で手軽に本にふれあう機会を提供する。
- ・ 読みたい本を自由に選ぶことができるような児童図書の高・量の充実に努める。
- ・ ホームページ等による多種多様な啓発・広報活動を展開する。
- ・ 家庭・学校・地域の連携による図書資料の有効活用を図るとともに、図書館職員・ボランティアの派遣を行う。

(1) 現 状

ア 図書館における子ども図書サービスの概要

市内の図書サービス施設の中核である中央図書館及び北図書館では、平日（火曜日から土曜日）は、午前9時から午後8時まで開館し、日曜日、祝日も午前9時から午後5時15分まで開館して、市民のニーズに応じています。本市においては、中央図書館及び北図書館の2図書館を軸に、6地区公民館図書室・14公民館分館図書コーナー・園田地区会館出張所、中央地区会館図書コーナーからなる「図書館サービス網」を形成しています。これは、市内の「誰でも、どこでも、どんな資料でも」利用できるように、また、市内全域にわたって、すべての子どもが、質の高い図書館サービスを受けることができるようにするために実施しているものです。

なお、図書館サービス網の各施設は、コンピュータのオンラインシステムで結ばれ、これらいずれの施設からもすべての蔵書が検索できるとともに、貸出・返却をはじめ図書の予約や取り寄せができるようになっています。また、インターネットの活用により、自宅のパソコンや携帯電話から蔵書検索や貸出状況なども知ることができます。

さらに、広域利用システムとして、阪神7市1町(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)の住民であれば、いずれの図書館の図書も借りること

ができ、尼崎の図書館から他市町の図書館資料の検索や取り寄せも行うことができます。

イ 児童図書の貸出等

児童図書の貸出については、図書館サービス網各施設において、1人6冊までを2週間貸出を行うほか、図書館では各学校・児童ホームなどの団体に対し、1団体につき300冊までを1カ月間貸出（団体貸出）を行っています。

児童図書の状況としては、蔵書冊数、貸出冊数及び購入状況とも概ね全体の3割程度となっており、団体貸出はそのほとんどが児童に対するものとなっています。なお、特徴として、北図書館が中央図書館の約2倍の貸出実績となっています。

また、北図書館には、読書離れ傾向が著しい中・高校生向けにお勧めする本を集めた「ヤングアダルトコーナー」を設け、これら世代への読書意欲の喚起を行っています。

ウ 図書館主催の子ども向けの各種事業の実施

図書館においては、図書の貸出のほか、子どもの読書への動機づけを図り、心の教育に資するため、次のような様々な事業を実施しています。

(ア) おはなし会

毎週土曜日に、小学生以下の児童を対象として、ボランティアグループの方々の協力を得て、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング¹をおはなし室で行っています。

また、年に数回セミナー室（集会室）で、多くの児童を対象とした大規模なおはなし会や紙芝居の上演なども実施しています。

(イ) ブックスタート

絵本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいと子ども

1 絵本を見ながら語る読み聞かせに対し、絵本の文章等を暗記することにより、子どもたちの眼を見ながらその内容を語り聞かせること。

の基本的な人格の形成に資するため、0歳～3歳児とその保護者に向けた絵本の読み聞かせや手遊びで、育児書の紹介を行っています。また、各支所などでの母子手帳交付時及び各保健センターにおける3カ月児健診実施時に、0歳児から絵本に親しむ必要性を説いたチラシと両図書館の広報紙を配布しています。

(ウ) 子どものおはなしボランティア等養成講座

北図書館では、「おはなし会」など、子どもたちの読書への動機づけのために幅広く活動されているボランティアをより多く養成するため、おはなしや読み聞かせに適した本の選び方などの知識や技術の習得のための講座を実施しているほか、妊婦や2～3歳児を持つ親を対象に絵本の選び方や読み聞かせの技術などを教える講座も実施しています。

(エ) 出張講座

北図書館では、おはなしボランティアグループが公立幼稚園に出張し、園児とその保護者を対象に大型紙芝居の上演及び絵本の紹介と子育てについての話しを行っています。

また、主催事業以外に、おはなしボランティアグループが、小・中学校からの要請を受けて学校に出向き、ストーリーテリングやブックトークなどを行っています。

(オ) ビデオ上映会

中央図書館にはAV（オーディオ・ビジュアル：視聴覚）コーナーがあり、ビデオ等の閲覧も可能なことから、夏休みを中心に児童を対象としたビデオ上映会を実施しています。

(カ) その他

児童室において、本への関心をより高めるため、毎月テーマ（例えば6月なら「雨」に関する本など）を決め展示するとともに、毎年4月の「子ども読書の日」、10

月下旬～11月上旬にかけて全国的に設定される「文字・活字文化の日」¹や「読書週間」にちなんで、子どもに関連する図書の展示及び大型紙芝居等の行事も行っています。

また、図書館ホームページから、全館の蔵書情報や新着図書情報はもとより、子ども対象の事業などの様々な図書館情報を発信しているほか、参考室にはインターネット利用端末機を設置して、小学生以上がインターネットを自由に検索できるように開放しています。

エ 図書館と学校の連携

図書館では、学校に対して、図書館資料を貸し出すだけでなく、次のような支援を行い、連携を図っています。

(ア) 調べ学習

毎年、近隣の小・中学校から多くの児童生徒が「調べ学習」で図書館を訪れています。その際には、一般開架室、児童室及び参考室を使用しています。

図書館としては、児童生徒が気軽に、楽しく利用できるように、「調べ学習」を希望する小・中学校を受け入れています。

また、受け入れ時は、図書館職員が調べる内容に即した図書の紹介を行うなど、できる限りのバックアップを行っています。

(イ) フロアワーク

夏休みの1カ月間、市立の小学校の図書担当教諭が図書館の児童室で、子どもの発達段階に応じた読書相談を図書館職員と協力して行っています。

1 平成17年7月に成立した文字・活字文化振興法第11条に規定されているもので、読書週間初日の10月27日をさし、この日には「言語力」を育てるため、国や自治体が関連行事を行うこととなっている。

(ウ) 学校図書館教育研究会との連携

年3回(春休み・夏休み・冬休みの前)、学校図書館教育研究会の担当教諭が図書館に集合し、図書館職員の助言を得る中で、図書館の児童図書を見ながら推薦図書の選定作業を行っています。推薦図書は、図書館で複数冊用意し、期間中貸出を行っています。

オ 公民館における子ども図書サービス

公民館の図書室や図書コーナーには、子どもにとって親しみが持てる絵本や物語を用意しており、保護者や公民館登録グループが中心になって「読み聞かせ」や「おはなし会」などが実施されています。

また、子どもの本の読み聞かせ講座やストーリーテリング講座を実施し、「読み聞かせ」に適した絵本の選び方・与え方などについて学んだり、実践できる講座や体験の機会を提供しています。

[目次へ戻る](#)

(2) 課題

近年の様々な情報メディアの急激な発達・普及など個人の生活環境の大きな変化により、子どもの文字・活字離れ、読解力の低下及び言葉の乱れが危惧されています。

読書は、子どもの文字・活字離れ等に歯止めをかけ、人生を豊かにするものであることから、図書館においても、子どもが本に親しむ機会を増やすための様々な事業を展開していますが、まだまだ貸出冊数等において十分であるといえる状況にはなっていません。

この状況を打破するためには、現在行っている事業等に何が欠けているかを分析し、次の視点から多角的に取り組んでいくことが求められます。

ア 学校との連携強化

図書館が保有する豊富な図書資料を広く活用することは重要な課題であります。そのためには、各学校で実施する「総合的な学習」や「調べ学習」に活用するための

条件整備を行う必要があります。

イ 図書館サービス網の充実

子どもの読書活動の推進にあたっては、図書の貸出サービスを図書館と公民館等とが連携しながら充実を図り、それぞれの施設での円滑な利用を推進していくことなど、図書館と公民館等の図書館サービス網の下にある施設全体が、より一層の連携・協力を図りながら、総合的・継続的にサービスを提供していくことが必要です。

ウ 情報化への対応

現在、インターネットを活用して、図書館にアクセスすることにより、図書の蔵書・貸出情報が自宅のパソコンや携帯電話で検索ができますが、今後、このシステムを更に充実し活用することによって、子どもの読書に関する様々な情報を提供していくことが必要です。

エ 障害のある子どもたちに対する図書サービスの充実

図書館では、障害のある子どもが読書を体験できるよう、施設面におけるできる限りの配慮に努めるとともに、大活字本や録音資料、点字、触る絵本、CDなどの資料の収集とその提供を、学校と連携しながら行っていくことが必要です。

オ 外国人の子どもに対する図書サービスの充実

現在、図書館で一部行っていますが、外国人の子どものために、外国語の絵本や児童書などの収集や案内等に努め、貸出サービスを充実させることが必要です。

カ 図書館に来られない子どもに対する図書サービスの充実

病気療養やその他様々な事由で病院に長期入院している子どもに、本と出会いふれあう機会を提供するため本の貸出サービスを行っていますが、病院内でボランティアによる読み聞かせサービスなどが提供できるような体

制づくりが必要です。

[目次へ戻る](#)

(3) 今後の取組

図書館は、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担うことが期待されることから、今後も豊富で多様な図書資料の整備はもちろん、本に関する相談や図書館運営に関する専門的知識を持つ職員の配置、情報検索システムの充実や地域・学校・行政・ボランティアとの連携等を図っていきます。

ア 学校との連携強化

学校は、子どもが一日の大半を過ごす生活の場であるとともに、本に親しむ場所です。学校には学校図書館があり、子どもの読書を支えています。それぞれの学校図書館の教育活動がより活発になるよう、各学校相互の連携や図書館の豊富な図書を有効活用する方策を検討します。

イ 図書館サービス網の充実

図書館及び公民館等で図書の貸出サービスを実施していますが、その年間の貸出状況は、図書館が約8割、公民館等が約2割となっております。公民館等の貸出冊数で児童図書の占める割合は約50%となっており、地域の図書貸出サービス拠点である公民館等の充実は、大きな課題です。特に、週2回の開館にもかかわらず非常に利用率の高い園田地区会館出張所の更なる充実について検討します。

また、子どもは学校に対してと同様に、これら身近な施設にも本の並べ方の工夫や読んでみたい本の紹介などを行ってくれる「適切なアドバイザー」を求めていることから、これら施設への図書館職員やボランティアの派遣についても検討していきます。

ウ 図書館の情報化の推進

現在、他の自治体では「インターネット予約システム」を導入している図書館が増えつつあります。これは自宅に

いながらにして、図書館にある本が予約でき、近くの図書館サービス網施設まで届いた本を取りに行けるシステムであり、子どもが手軽に本にふれあうための手段の一つとして有効なものです。

図書館においても、このシステムの導入に努めるなど、情報化の充実を図っていきます。

エ 図書館資料等の充実

子どもの読書への意欲を高めるためには、まずは自分の読みたい本を自由に選択できるような児童図書の高質・高量両面の充実が不可欠であるため、児童図書の選書・購入について特段の配慮に努めます。

また、子どもの利用が多く、児童室が手狭になっている北図書館については、現在の参考室機能に検討を加え、そのスペースの一部を子どもの読書コーナーとして転用するなど、より多くの子どもが読書に親しめるような機会の提供についても検討していきます。

加えて、家庭等で眠っている本を回収し、再利用できるよう、リサイクル・ブックフェア¹の取組を強化し、児童図書のより一層の活用を図ります。

更に、より多くの子どもが児童図書に親しめるよう、青少年センター・子どもクラブなどにも配本するとともに、教育施設以外の配本可能施設の整備や、私立学校の図書館等との連携による児童図書の充実についても今後の検討課題です。

オ 子どもの読書活動の啓発・広報の推進

親子を対象とした様々な読み聞かせの講座は、子どもの読書意欲を醸成するのに非常に有効であり、実際、講座の実施回数の増加を求める市民の声は強いものがあります。

このようなことから、講座回数の増加など、その充実に向けた検討をしていきます。

1 図書館で使用しなくなった本や市民の方々から寄贈して戴いた本を、市民の方々に再利用していただく催し

また、現在行っている「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした子ども対象の様々なイベントや取組については、新たに保護者を対象とした講習会等の実施など、実施内容のより一層の充実を検討していきます。

更に、優良な図書の普及を図るためには、より充実した内容のブックリストの作成や、本にふれあう機会を増やすため、図書館や民間の子ども文庫¹等、子どもが本と出会う場所の所在地の把握に努める必要があります。そこで、それらの場所を掲載したマップ（地図）を作成し、広く配布することも検討していくとともに、現在ある「図書館ホームページ」における読書情報をより広く提供するなど、多種多様な啓発・広報活動を展開し、より多くの子どもが本に対して興味を持つよう努めます。

[目次へ戻る](#)



1 地域の方が、集会所等を利用して、子どもを対象に図書の閲覧、貸出しを中心としながら、紙芝居や読み聞かせなどの活動を行うもの

4 子どもの読書活動推進のための人づくり

- ・ 図書館においては児童専任の司書の養成、学校においては司書教諭や図書館司書等の充実を図る。
- ・ 図書館や公民館においてボランティアの養成に努める。
- ・ 子どもが困ったときに、どのようなことでも相談できる図書館職員等人づくりを行う

(1) 現状と課題

本が身近にあり、いつでも自由に楽しめることは、本の魅力・楽しさを発見するうえで不可欠です。ところが、今の時代は情報があふれ、多くの本の中から子どもが自分に合った良い本を探し出すことが難しくなっています。良い本とは、子どもが本を読んだときに、楽しかった、もっと読みたいといった喜びや満足感を与えてくれるものです。良い本との出会いが、生活の中での読書習慣の定着へとつながっていくのです。そこで、良い本との出会いを助けてくれる人がいれば、子どもは本を読むことが好きになっていくでしょう。

このようなことから、保護者、祖父母、教師、保育士、友だち、近所の人たち、子ども会、ボランティアなど、子どもを取り巻く周りの人々が、子どもと良い本との出会いを助け、本を通して子どもとふれあうなかで、読書の好きな子どもが育っていくのではないのでしょうか。そういう思いを込めて、子どもとその子どもに合った良い本をつなぐ人材を、あらゆる機会を活用して養成していきます。

[目次へ戻る](#)

(2) 今後の取組

ア 図書館において

子どもと本をつなぐうえで最も重要な役割を果たすのは、図書館職員であります。

図書館職員は子どもに対する理解を深め、子どもの読書へのニーズを把握し、子どもの本についての知識を常に蓄え、それを的確に子どもに提供していくことが求められて

います。そのために、図書館の児童専任の司書は、窓口でいつでも対応できるようにするとともに、単に本の紹介をするだけでなく、一人ひとりの子どもが良い本に出会えるよう、手助けができる人材でなければなりません。人材育成を行える図書館職員の養成や子どもの読書に関する専門研修の実施を図り、資質の向上に努めます。

また、図書館の利用が困難な子どものための人づくりとして、点字図書や録音図書、さわる絵本などを作成するボランティアの養成にも努めます。

イ 幼稚園・保育所において

幼稚園・保育所それぞれの場においては、子どもと本をつなぐ役割を果たす教師・保育士の役割は重要です。それぞれの場における大人が、どれほど読書の意義と役割を認識し、本についての豊富な知識を持ち、また、本の楽しさや大切さを知っているかによって、子どもたちへの伝わり方が違ってくるといっても過言ではありません。そのため、それぞれの場において、場面に応じた本の提供や伝える力量を高めるような講座や研修会を開催していきます。

ウ 公民館において

公民館では、子どもと本を読むボランティア養成講座をより充実して開催していきます。また、修了した人を対象に、スキルアップのための講座も開催していきます。

エ 学校において

学校管理職、教職員等の学校図書館に対する取組意識をより一層高めるため、各学校において、司書教諭や教職員に対し学校図書館の活用や読書指導についての研修を行い指導力の向上を図っていきます。

そして、学校に配置されている司書教諭が、読書指導のコーディネーター役として、各校で活動するボランティアと連携する中で、組織的な読書活動の推進を図っていくとともに、司書の配置についても視野に入れていきます。

オ ボランティアの養成

子どもの読書活動を推進するうえで、ボランティアの存在が重要になってきます。現在、「読み聞かせ」や「ブックトーク」「ストーリーテリング」のボランティアグループは、市内の学校や図書館で活動していますが、図書の装備・配架等の資料整理や読書案内等ができ、子どもがどのようなことでも相談できるボランティア養成講座を図書館が中心となって実施し、人材の確保に努めます。また、現在活動中のボランティアに対しても、講座を紹介し、その資質の向上を図ります。講座を受講した方に対しては、ボランティアとして登録してもらい、図書館や公民館の図書室・図書館や公民館の図書コーナー等、実際に活動の場を提供するとともに、学校からの要請があれば、ボランティアを派遣し、学校図書館とも連携・協力します。

[目次へ戻る](#)



5 子どもの読書活動推進のための関係機関等の連携・協力の推進

- ・ 子どもの読書に関わる施設や人の連携による、広い視野に立った読書活動の推進を図る。
- ・ 学社連携^{※1}による子どもの読書環境づくりに努める。
- ・ 図書館を中心とした連携・協力体制を確立する。

(1) 現状と課題

子どもが自主的・主体的に読書を行うようになるには、家庭・学校・地域等の連携による社会全体での取組の推進が必要です。

そのためには、家庭における読書習慣の形成、学校における読書指導、地域における身近で豊富な本と出会える図書館の利用など、それぞれがもつ役割を果たすとともに、相互に連携し、取組を推進していくことが重要です。本市におきましては、このような観点から、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たすため、そして、その連携関係の一層の充実を図るため、必要な取組の推進及び体制の整備に努めます。

[目次へ戻る](#)

(2) 今後の取組

ア (仮称)「尼崎市子どもの読書活動推進会議」の設置

子どもたちの現状を踏まえながら、読書に関わる施設や人の連携を図り、事業を開催するなど、広い視野に立った読書活動の推進が求められます。そこで、家庭・学校・地域の子どもの読書活動に関わる関係施設や人が集まり、子どもの読書活動に関する諸課題について協議を行う(仮称)「尼崎市子どもの読書活動推進会議」を設置し、関係者間の情報交換や具体的な読書活動を円滑に推進します。

また、(仮称)「尼崎市子どもの読書活動推進会議」では、

1 学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力する形態

現在行われている子どもの読書活動が、その人格や主体性を大切にし、子どもの視点に立って行われているかどうか、アンケートの実施等による実態の把握に努めます。

イ 図書館と学校の連携・協力

図書館では、現在学校教育活動の一環として、小・中学生の図書館見学や「トライやる・ウィーク」¹を積極的に受け入れるとともに、学校への団体貸出等を行っています。

今後とも、このような小・中学生の図書館への受け入れを継続していくとともに、学校の読書活動や調べ学習等に対応して「学校における子どもの読書活動の推進」の項で述べたような学校図書館とのネットワークシステムの構築により、図書館と学校でお互いに本の貸し借りが可能となる、いわば「尼崎市内全体が一つの大きな図書館」と言えるような制度を創出していくことについては、今後検討を進め、学社連携による子どもの読書環境づくりに努めます。

また図書館では、学校図書館等で調べ学習のための資料を収集する際に、テーマ別のリストや出版情報を提供するなど「総合的な学習の時間」に対応した資料収集方法の相談に応じていきます。

このような学校と地域の図書館の連携を推進するため、図書館と学校の図書担当の教諭が定期的に連絡会や研修会を行うなど交流の場を設けるとともに、教育委員会が行う司書教諭等の研修に対して、図書館が講師派遣や資料提供等で協力することも検討していきます。

ウ 図書館を中心とした民間団体を含めた連携・協力

各種ボランティアグループの支援・協力については、図書館・公民館等が連携し、講座の開設等による育成や、活動の場の提供等、ボランティアと子どもと一緒に成長して

1 阪神・淡路大震災などを契機に、「心の教育」の充実を図るため、平成10年度から兵庫県が全県下公立中学校2年生を対象に実施している事業であり、生徒一人一人が社会体験を行うことにより、自分の生き方を見出すことの支援を目的としているもの

いく環境づくり・雰囲気づくりが大切です。また、ボランティアの自立を促すきっかけづくりも必要であると考えます。そこで、図書館・公民館が、子どもの読書活動に関わる民間団体やボランティアグループ、PTAサークル、子育てサークルなどの各種団体による子ども読書ネットワークの構築、交流会・研修会の開催等の活動を支援します。

ところで、本市には、個人の自宅等に設置された民間の子ども文庫や図書館で読み聞かせなどを行っているボランティアグループが多数存在し、その実践の数々は子どもの読書活動の推進を支えるものとなっています。

今後、こうした取組の更なる充実・発展に努めるとともに、各種団体が行う実践活動を有機的に結びつけていくことが望まれます。そのため、図書館が中心となって学校、民間文庫、ボランティアグループ、各支所地域保健担当、公民館等とのより一層の連携・協力体制の確立を図るとともに、ボランティアグループなどの活動に対し、可能な限り支援するよう努めます。

[目次へ戻る](#)



子ども読書ネットワーク(イメージ図)



おわりに

読書はあくまでも自由で自主的な、個人的な営みであり、強制されるべきものではありません。したがって、この計画も、制度を作ってむりやり子どもに本を読ませようとするものではないのです。子どもたち自身が、本のおもしろさ、楽しさを、自ら発見する。そのためには、すばらしい本に出会うことが必要であり、子どもを取り巻く読書環境を整備し、子どもたちが、自ら進んで読書を楽しめるようにしようとするものです。

読書の体験を再確認する自然環境や社会環境が大切なのは、言うまでもないでしょう。

尼崎市においては、子どもと本をつなぐ「人」の存在が子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たすと考えています。特に、人づくりに力を入れながら、21世紀を担うすべての子どもが、本に親しみ、読書のすばらしさを感じられるよう、あらゆる機会とあらゆる場所において自発的に読書を行うことができる読書環境の整備に、多くの市民の方々と連携・協力し、積極的に取り組んでまいります。

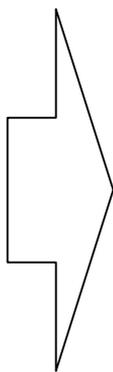
本計画は、時代の変化にも対応するための点検を、機会をとらえて行い、改訂することも必要と考えます。

[目次へ戻る](#)

尼崎市における子どもの読書活動推進に関する主な施策概要

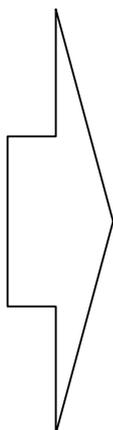
項 目	具 体 的 な 取 組	頁
各支所地域保健担当での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への絵本の紹介 	P.5
すこやかプラザでの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 	P.6
市立幼稚園・保育所での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びにおける絵本や物語等の積極的な活用 ・絵本の読み聞かせと絵本に触れる機会の確保と充実 ・保護者への啓発 ・在宅児とその保護者への啓発 	P.6 P.6 P.6・7 P.7
私立幼稚園・保育所(園)への情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動の推進に必要な各種情報の提供 ・公私間の情報共有に向けての協議 	P.7 P.7

乳幼児期における子どもの読書活動の推進



項 目	具 体 的 な 取 組	頁
機会の確保と充実	・休み時間や学級活動、ホームルームを利用した読書の 実施	P.12
	・推薦図書リストの作成	P.12
	・読書週間・月間の取組	P.12
計画的・継続的な読書 指導の実施	・学校の実態に応じた年間指導計画の作成	P.12
	・日常の教育活動の中で、発達段階や読書傾向に応じた 読書指導の実施	P.12
計画的・継続的な利用 指導の実施	・学習情報センターとして、学校図書館を人的・物的に充 実	P.12
図書委員会活動の活 性化	・貸出事務や書架の整理、展示・掲示などの作業、読書 週間の計画・実施等による活動の活性化	P.12・13
家庭・地域との連携に よる読書活動の推進	・保護者や地域のボランティアの学校図書館運営への参 加	P.13
	・学校からの家庭での読書の機会の呼びかけ	P.13
人的配置の推進・充実	・司書教諭の校務分掌上の配慮	P.13
	・司書教諭の職務内容についての指導資料の作成	P.13
	・教職員全体の共通認識を図るための校内研修の充実	P.13
	・学校図書館担当教職員を中心とした教職員の協力体 制の確立	P.13
	・教職員の指導力向上のため、市や県の研修・研究会へ の参加	P.13
	・実践校の活動紹介などの情報提供	P.13

学校における子どもの読書活動の推進



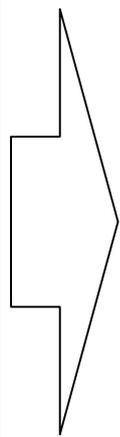
学校における子どもの読書活動の推進

項目	具体的な取組	頁
障害のある子どもの読書推進	・発達や障害の状態に応じた多様な図書資料の整備、 図書教材の工夫	P.13・14
	・PTAや地域のボランティアによる読み聞かせなどの取組	P.14
保護者や地域の方への啓発、連携・協力	・学校通信、学校図書館だよりなどを通じて、子どもの読書の重要性を啓発	P.14
	・保護者や地域のボランティアによる学校図書館開放の推進	P.14
	・読み聞かせ講座などの開設	P.14
学校図書館教育研究会との連携	・学校図書館教育研究会での子どもの読書活動の状況や学校図書館運営に関する研究・実践	P.14
	・読書指導に関する研究・実践、学校図書館の活用方法のモデル的な取組紹介	P.14
	・研修会や情報交換	P.14
学校図書館の図書資料等の充実、情報化の推進	・計画的な図書更新による蔵書の充実	P.14
	・地域のボランティアによる蔵書情報のデータベース化	P.14
	・図書館の団体貸出制度の活用などによる蔵書の共有化による質の充実	P.14
	・進んで読書を楽しめるような学校図書館施設の雰囲気づくり	P.14

図書館・公民館等における子どもの読書活動の推進

項目	具体的な取組	頁
学校との連携強化	・各学校相互の連携や図書館の豊富な図書を有効活用する方策の検討	P.21
図書館サービス網の充実	・利用率の高い園田地区会館出張所の更なる充実について検討 ・図書館サービス網の下にある施設への図書館職員やボランティアの派遣についての検討	P.21 P.21
図書館の情報化の推進	・「インターネット予約システム」の導入	P.21・22
図書館資料等の充実	・児童図書の選書・購入についての配慮 ・北図書館の参考室の一部を子どもの読書コーナーとして転用するなど、子どもの読書の機会の提供について検討 ・家庭等で眠っている本を回収し再利用できるよう、リサイクル・ブックフェアの取組の強化 ・青少年センター・子どもクラブなどへの配本 ・教育施設以外の配本可能施設の整備や私立学校の図書館等との連携による児童図書の充実について検討	P.22 P.22 P.22 P.22 P.22
子ども読書活動の啓発・広報の推進	・親子を対象とした様々な読み聞かせの講座回数の増加など、その充実に向けての検討 ・「子ども読書の日」や「読書週間」の子ども対象のイベントや取組について、内容の充実の検討 ・より充実した内容のブックリストや子どもが本と出会える場所を掲載したマップを作成し、広く配布することの検討 ・「図書館ホームページ」による読書情報の提供	P.22 P.23 P.23 P.23

子どもの読書活動推進のための人づくり



項目	具体的な取組	頁
図書館において	・一人ひとりの子どもが良い本に出会えるよう、手助けができる人材育成を行える図書館職員の養成	P.24・25
	・子どもの読書活動に関する専門研修の実施	P.25
	・点字図書や録音図書などを作成するボランティアの養成	P.25
幼稚園・保育所において	・場面に応じた本の提供や、伝える力量を高めるような講座や研修会の開催	P.25
公民館において	・子どもと本を読むボランティア養成講座の開催	P.25
	・ボランティア養成講座終了者への、スキルアップ講座の開催	P.25
学校において	・各学校において、司書教諭や教職員に対し学校図書館の活用や読書指導についての研修の実施	P.25
	・司書教諭をコーディネーター役とし、各校で活動するボランティアとの連携による組織的な読書活動の推進	P.25
ボランティアの養成	・図書の装備・配架等の資料整理や読書案内等ができ、どのようなことでも相談できるボランティア養成講座の実施	P.26
	・ボランティア養成講座受講者のボランティアとしての登録	P.26
	・ボランティアに図書館や公民館の図書室・図書コーナー等実際の活動の場の提供	P.26
	・学校へのボランティアの派遣	P.26



項目	具体的な取組	頁
(仮称)尼崎市子どもの読書活動推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「尼崎市子どもの読書活動推進会議」を設置し、関係者間の情報交換や具体的な読書活動を推進 ・アンケートの実施等による実態の把握 	<p>P.27</p> <p>P.27・28</p>
図書館と学校の連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館と学校図書館のネットワークシステムを構築し、「尼崎市内全体が一つの大きな図書館」といえるような制度の検討 ・図書館による、学校図書館等での調べ学習のための資料収集方法の相談への対応 ・図書館と学校の図書担当教諭との定期的な交流の場の設定 	<p>P.28</p> <p>P.28</p> <p>P.28</p>
図書館を中心とした民間団体を含めた連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動に関わる各種団体による子ども読書ネットワークの構築、交流会・研修会の開催等の活動の支援 ・図書館が中心となって学校、民間文庫、ボランティアグループ、各支所地域保健担当、公民館等とのより一層の連携・協力体制の確立 ・ボランティアグループなどの活動に対する支援 	<p>P.28・29</p> <p>P.29</p> <p>P.29</p>

